

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【財政・変革局税務部税制課】 2

◇ 告 示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局健康医療部地域医療課】 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】 4
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（6件）【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】 10

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【政策局DX・AI戦略室】 16

北九州市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 5 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市市税条例の一部を改正する条例（令和 8 年北九州市条例第 1 0 号）の施行期日は、令和 8 年 5 月 2 1 日とする。

北九州市告示第186号

地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により、北九州市立門司病院における手数料の徴収事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
医療法人茜会 理事長 吉水一郎	山口県下関市 上新地町一丁目5番2号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立総合体育館	公益財団法人北九州市スポーツ協会	北九州市八幡東区八王寺町4番1号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日
北九州市立若松体育館					
北九州市立黒崎体育館					
北九州市立折尾スポーツセンター					
北九州市立香月スポーツセンター					
北九州市立鞆ヶ谷競技場					
北九州市立若松球技場					
北九州市立					

若松球場					
北九州市立 若松庭球場					
北九州市立 若松武道場					
北九州市立 八幡西柔剣 道場					
高炉台球場					
都島球場					
ひびきコス モス運動場					
香月中央運 動場					
香月中央庭 球場					
八幡東体育 館					
北九州市立 新門司体育 館	北九州スポ ーツネット ワーク共同 事業体	東京都品川 区東品川四 丁目10番 1号			
北九州市立 門司体育館					
北九州市立 小倉北体育 館					
北九州市立 小倉南体育					

館					
北九州市立 曾根体育館					
北九州市立 門司庭球場					
北九州市立 小倉南庭球場					
北九州市立 新門司温水 プール					
北九州市立 小倉北柔剣 道場					
北九州市立 門司弓道場					
門司球場					
三萩野庭球場					
吉田太陽の 丘庭球場					
田野浦庭球場					
勝山弓道場					
大里柔剣道 場					
三萩野体育 館					

北九州市立 城野体育館	株式会社コ アズ北九州 支社	北九州市八 幡西区黒崎 城石3番7 号		
北九州市立 小倉南武道 場				
紫川河畔庭 球場				
北九州市立 城山体育館	スピナ・シ ンコースポ ーツ共同事 業体	北九州市八 幡東区平野 二丁目11 番1号		
北九州市立 桃園市民プ ール				
北九州市立 城山球場				
北九州市立 城山庭球場				
桃園球場				
桃園運動場				
桃園庭球場				
桃園武道場				
城山緑地ア ーチェリー 場				
北九州市立 浅生スポー ーツセンタ ー			戸畑スポー ツ文化グラ ウンドデザイ ン	北九州市小 倉北区浅野 一丁目1番 1号
北九州市立			特定非営利	北九州市門

新門司球技場	活動法人北九州フットボールクラブ	司区新門司北二丁目6番2号				
北九州市立新門司運動場						
北九州市立新門司庭球場						
文化記念プール（文化記念公園管理棟含む。）	総合緑地建設株式会社	北九州市小倉南区大字合馬301番地				
曾根臨海運動場						
文化記念庭球場						
北九州市民球場	北九州野球株式会社	北九州市小倉北区三萩野二丁目10番1号				
三萩野球場						
本城球場	株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野二丁目11番1号				
的場池球場						
本城陸上競技場						
本城運動場						
的場池弓道場						
的場池体育						

館					
北九州スタ ジアム	株式会社ウ インドシッ プ北九州	北九州市小 倉北区米町 二丁目2番 1号			

北九州市告示第189号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社 COLT	北九州市小倉北区米町一丁目5番15号勝山大阪町ビル4階	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
社会福祉法人北九州市社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町1番6号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
共同企業体グループA2K 代表企業 朝日建物管理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町一丁目1番1号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州芸術劇場及び北九州市立響ホールにおける使用料及び物品売払代金の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
公益財団法人 北九州市芸術 文化振興財団	北九州市小倉 北区室町一丁 目1番1号	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で

北九州市告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立大手町練習場における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
公益財団法人 北九州市芸術 文化振興財団	北九州市小倉北 区室町一丁目1 番1号	令和8年4 月1日	令和8年4 月1日	令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで

北九州市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社黒崎コミュニティサービス	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

北九州市公告第300号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月23日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
庁内イントラネットセキュリティ監視・管理業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局DX・AI戦略室
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日鉄ソリューションズ九州株式会社北九州オフィス
北九州市戸畑区飛幡町2番2号
- 5 契約金額
4,509万9,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため